

NPO法人 教育支援グループEd.ベンチャー 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人教育支援グループEd.ベンチャーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県大和市中央林間三丁目16番12グリーンコーポ中央林間107号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に神奈川県内の公立学校とそこに在籍する外国人をはじめとした児童・生徒、教職員への直接的な教育支援と、保護者・地域住民への教育課題の提起を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動事業を行う。

- (1) 学校支援事業
- (2) 外国人支援事業
- (3) 学校及び外国人支援に関する普及啓発事業

第3章 会員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 この法人に入会を希望する者は、活動報告会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

2 活動報告会は、前項の入会申込者が第6条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。

3 活動報告会は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 会費を2年にわたって納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を活動報告会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上25名以下

(2) 監事 1名以上3名以下

2 理事には、以下の役職を置く。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 1名以上3名以内

(3) 事務局長 1名

(4) 活動代表 各グループ毎 1名以上3名以内

(5) 会計 1名以上2名以内

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。

2 代表、副代表、事務局長、活動代表、会計は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、活動報告会があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 事務局長は、定款及び総会の議決に基づいて法人の事務を執行する。

4 各活動代表は、この法人の目的を達成するため、各活動を推進し、活動報告会において活動報告を行う。

5 会計は、会計業務を行う。

6 理事は、事務局長及び会計に事故あるとき又は事務局長及び会計が欠けたときは、活動報告会があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは活動報告会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、役員就任の日から1年又は翌年の総会開催日までの期間のいずれか短い期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定で役員の任期を1年とした場合にあつて、任期の末日において後任者が選任されていない場合は、同日後最初の総会が終結するまで、その期間を伸長する。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 役員が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(費用の支弁等)

第19条 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

2 役員の実費の支弁に関して必要な事項は、別に細則で定める。

第5章 会議

(種類及び開催)

第20条 会議は、総会、活動報告会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 活動報告会で必要と認められ、招集の請求をしたとき

(2) 正会員の5分の1以上からの請求があつたとき

(3) 第15条第7項第4号の規定により監事が招集したとき

4 活動報告会は、年6回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 活動報告会は、原則として理事をもって構成するが、会員の参加を妨げるものではない。

(招集)

第22条 総会及び活動報告会は、監事が招集する臨時総会を除き、代表が招集する。

2 総会の招集は、会議を構成する会員に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

3 活動報告会は定期的に年6回行い、代表が招集する。

(会議に付議すべき事項)

第23条 総会には、次の事項を付議する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 役員の選任又は解任

(4) 定款の変更

(5) この法人の解散又は合併

(6) 会費

(7) 前各号のほか、活動報告会から付議された事項

- 2 活動報告会には、次の事項を付議する。
- (1) 各活動に関する報告
 - (2) 活動間の連携に関する事項
 - (3) 活動推進上の諸問題の解決に関する事項
 - (4) 総会に付議すべき事項

(議長)

第24条 総会及び活動報告会の議事は、正会員又は理事から選出された議長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 会議は、総会にあつては、会議を構成する正会員の2分の1以上、活動報告会にあつては、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員又は理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

- 2 正会員又は理事は、議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、総会においては他の正会員を代理人として書面又は電磁的方法をもって表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における前条、次条第1項及び第36条の規定については、その正会員又は理事は出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。
- 3 活動報告会に関する議事録は、参加者相互の確認のもとに作成する。

第6章 運営組織

(活動グループ)

第28条 この法人に、事業の円滑な運営を図るため、各活動ごとにグループを構成する。

- 2 活動グループは、各活動代表を中心として円滑な活動を行う。
- 3 各活動グループは、全体の目的にそつた活動を行い、活動報告会で報告する義務を負う。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第30条 この法人の資産の管理は、代表が管理し、その方法は、総会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第31条 この法人の経費は、資産をもって支弁する

(会計の原則)

第32条 この法人の会計は、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性、継続性の原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに活動報告会が策定し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、活動報告会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。その場合の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

(事業報告及び収支決算)

第35条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第36条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(解散)

第37条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の解散事由にかかる公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第41条 この定款の施行について必要な細則は、活動報告会の承認を経て定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表・活動代表	浅沼蓉子
副代表・活動代表	内藤順子
副代表・活動代表・会計	清水睦美
活動代表	池田喬
同	OSHIRO GUSTAVO ADRIAN
同	大多和直樹
同	グエン タンティン
同	神戸 篤子
同	小林勇輝
同	近藤美紀
同	篠原弘美
同	清水木綿子
同	下新原なつみ
同	洲崎仁美
同	武内敏子
同	CHAN SOVANNARITH
同	CHUOP SOK KHEM
同	西岡歩
同	松義一樹
同	宮脇英理
同	村本綾
同	刘 丽凤
事務局長	家上幸子
監事	竹内祐子
同	山田哲也
同	渡邊厚子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から次年度総会の日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 33 条の規定にかかわらず、成立の日から 2010 年 12 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- 正会員 次のいずれかを選択
- (1) 1 口 3,500 円の年会費 1 口以上 (年度途中の場合は月割りとし、学生の場合は活動への参加をもって免除とする)
 - (2) 「すたんどばいみー基金の会」への 1 口 10,000 円の奨学基金積立金、1 口以上
- 賛助会員 任意の金額の年会費

附則

この定款は、2012 年 2 月 18 日から施行する。

附則

- 1 この定款は、2013 年 12 月 10 日から施行する。
- 2 この法人の定款変更当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定に関わらず、2013 年 3 月 31 日から 2014 年 3 月 30 日までとする。